



今年もあと、1ヶ月となり忙しい師走はもうそこまで来ています。  
今回は**知っているようで知らない**貸付制度、年末調整等を取り上げました。

## 互助会の貸付制度をご紹介します！

貸付制度は共済組合(年利2.66%)と互助会ともありますが、今回は互助会についてお知らせします。

互助会の貸付には、下記のような種別があります。特に利用が多いと思われる制度についてご紹介します。

### 1. 貸付の種別等

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数	利率(年利)
一般	会員が臨時に資金を必要とするとき	200万円	72回(6年)以内	2.0% (変動金利)
自動車	会員が自動車を購入、修理等にかかる資金を必要とするとき	200万円	72回(6年)以内	
結婚	会員、被扶養者又は被扶養者でない子孫若しくは弟妹が結婚するために資金を必要とするとき	200万円	120回(10年)以内	
教育	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫若しくは弟妹が学校教育法に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校、各種学校、又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するために資金を必要とするとき	200万円	120回(10年)以内	

※貸付については、確認のためにそれぞれ添付書類が必要となります。

### 2. 償還方法について

(1) 定期償還 …… 毎月元利均等額で毎月の給与から控除する方法

(2) 繰上償還 《10万円以上》

- ・一部繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法
- ・全額繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の全部を繰り上げて償還する方法

自動車の購入・修理の貸付もあるんだ！



大嶺太郎

毎月どれくらい給与から引かれるんだろう？心配だ。

$$\text{定期償還額} = \text{貸付申込額} \times \text{希望償還回数に応じた賦金率 (毎月償還額)}$$

(賦金率表による)

**定期償還額(毎月償還額)を計算してみよう！！**

大嶺太郎くんのケース

貸付の種類 : 自動車貸付  
貸付申込額 : 200万円  
償還回数 : 72回 (6年)

毎月29,500円が給与から差し引かれます。

この程度なら、僕でも安心して貸付制度を利用することができそうだ！

※このケースで右上計算式にあてはめると・・・

$$2,000,000円 \times 0.0147500906 = 29,500円$$



### 注意

貸付に係る毎月の償還額の合計が給料月額10分の3を超えるような場合は新たに貸付を受けることができません。

## 知って得する確定申告！

毎年行っている年末調整ですが、別途確定申告することで年末調整では還付されない所得税が還付されることを知っていますか？

### 医療費控除

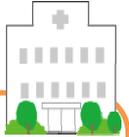
1年間の医療費  
10万円以上で控除対象

医療費は1人分でも、生計を共にする家族全員分の合算でもOKです

計算方法：(医療費－保険などで補てんされた金額)－10万円(もしくは年収の5%)＝控除額

例えば・・・

共済組合・互助会からの療養費給付金等



年間医療費(家族全員)	補てん金額			控除額
( 20万円	— 3万円	)	— 10万円	= 7万円

還付額については個人の税率によって異なるので控除額がそのまま還付されるわけではありません。なお、市県民税にも反映されます。

※ 1年間(1/1～12/31)の領収書・レシートが必要です。

※ ドラッグストアで購入した薬、介護用品、歯科、医療器具等や、病院へ行くための交通費(タクシーなら領収書、バス・電車は診察日等が分かるメモやコピー)も医療費対象です。

### 寄付金控除

日本赤十字社・東日本大震災関連の寄付金等が控除対象です。(税額控除制度が導入され、【所得控除】または【税額控除】のどちらかの選択となります。詳しくはお近くの税務署へ)

#### 税額控除の場合

((震災関連寄付金以外の特定寄付金額の合計額＋震災関連寄付金額の合計額)－2,000円)×40%＝控除対象額

例えば・・・

日本赤十字社・ 子供の私立学校への寄付金	震災関連の寄付金			控除対象額
{ ( 5,000円	+	5,000円	) - 2,000円 }	× 40% = 3,200円

該当年度の所得税額から控除対象額が直接差引かれ、3,200円の還付があります。

※控除対象額は寄付者所得税額の25%が限度です。

※寄付金額は寄付者の総所得の40%が限度です。(特定寄付金・震災関連寄付金それぞれ40%)

※1年間の領収書が必要です。学校への寄付金は学校から領収及び証明書が発行されます。

### ～ 諸手当等の検認にご協力ありがとうございました ～

#### 共済組合認定要件

- ①年間収入が130万円未満の者
- ②公的年金受給者は年額が180万円未満の者

#### 扶養手当認定要件

年間収入が130万円未満の者(公的年金含む)  
(月額108,333円以下)

再度確認しましょう！



生命保険等の個人年金は「その他の所得」とみなされます。

☆被扶養者の個人年金の支給にご注意を！！

→ 年金支給に関わる通知書が届いたら速やかに事務職員までお知らせください。

☆パート収入のある方、ボーナスにご注意を！！

ボーナスは支給月でなく対象となった月々に加算されます。

月額108,333円をこえると認定できません。